政　令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の四及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

第一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第二条　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　手数料（第四十三条）」を削る。

第三十三条中「厚生労働大臣又は」を削る。

第三十五条第二項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は」に、「（その店舗」を「（販売業にあつてはその店舗」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条第二項及び第三項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条の二第一項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣、」を削り、同条第三項を削る。

第三十六条の三第一項中「厚生労働大臣、」を削り、同条第二項を削る。

第三十六条の七から第三十六条の九までを削り、第三十六条の十を第三十六条の七とする。

第十一章を削る。

（知的障害者福祉法施行令の一部改正）

第三条　知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第四条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表四十一の項から四十三の項までを次のように改める。

四十一　削除			
四十二　削除			
四十三　削除			

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「旧令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から厚生労働大臣に対してされている毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票（以下この条において「登録票」という。）の書換え交付又は再交付の申請は、それぞれ第二条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「新令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対してされた登録票の書換え交付又は再交付の申請とみなす。

2　第二条の規定の施行前に毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票は、それぞれその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票とみなす。

3　旧令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣に対して返納しなければならない登録票で、第二条の規定の施行前にその返納がされていないものについては、新令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対して返納しなければならない登録票についてその返納がされていないものとみなす。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の項を削る。

総務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎